



市 章

大津市公報

令 和 8 年 2 月 2 日
号 外 (第 5 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 教育委員会規則

- 1 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

教育委員会規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月2日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第1号

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第5条関係)

学校体育施設使用許可申請書

(宛先)

大津市教育委員会教育長

年 月 日

| | | | | |
|-------------|---------------|----|--|---------------------------|
| 使用者 (団体) 名 | | | | 次のとおり、学校体育施設の使用の許可を申請します。 |
| 住 所 | | | | |
| 代 表 者 氏 名 | | 電話 | | |
| 学 校 体 育 施 設 | 小・中学校 体育館・運動場 | | | 使用種目 |

【注意】

- 1 体育館と運動場を同時に申請する場合は、必ず申請用紙を分けてください。
- 2 使用月日が祝日の場合は、(曜)に○印を付けてください。
- 3 体育施設使用時間及び設備使用時間の開始・終了時刻は、00分又は30分としてください。
- 4 設備使用時間を使用区分 (照明の場合、全面又は片面) 別に記入してください。
- 5 設備使用時間は、30分以内の使用の場合は0.5時間になります。

| 使用月日 (曜) | 学校体育施設使用時間 | 人数 | 使用区分 | 設備使用時間 | 使用責任者 |
|----------|------------|-------|------------|------------------|-------|
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 使用回数計 | 回 | 使用人数計 | 人 | 照明使用時間計 | 時間 |
| | | | | 空調使用時間計 | 時間 |

様式第2号 (第5条関係)

受理確認書

| | | | | |
|-------------|---------------|----|--|---|
| 使用者 (団体) 名 | | | | 次の内容により、学校体育施設の使用の許可申請を受理したことを確認します。 大津市教育委員会教育長 印 |
| 住 所 | | | | |
| 代 表 者 氏 名 | | 電話 | | |
| 学 校 体 育 施 設 | 小・中学校 体育館・運動場 | | | 使用種目 |

【注意】

- 1 記載内容に変更が生じたときは、速やかに連絡すること。
- 2 許可を受けた場合には、使用時間及び使用区分を厳守するとともに、許可を受けていない学校施設には立ち入らないこと。また、学校体育施設の使用後は、「学校体育施設使用状況 (結果報告)」に必要事項を記入し、必ず使用月日の属する月の末日までに提出すること。

| 使用月日 (曜) | 学校体育施設使用時間 | 人数 | 使用区分 | 設備使用時間 | 使用責任者 |
|----------|------------|-------|------------|------------------|-------|
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 月 日 () | 時 分～ 時 分 | 人 | (照明) 全面・片面 | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| | | | (空調) | 時 分～ 時 分 (. 時間) | |
| 使用回数計 | 回 | 使用人数計 | 人 | 照明使用時間計 | 時間 |
| | | | | 空調使用時間計 | 時間 |

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。